

第2回 有害鳥獣捕獲報償費事案検討委員会

日 時	平成29年3月22日（水）	午前10時～午前11時50分
場 所	国分公民館中会議室	
出席者	委員：満留部長 島内課長 田島課長 永山課長 石原田課長 斎藤課長 原田課長 黒江主幹兼G長 塩屋課長 肥後課長、玉井医師（たまい動物病院） 林務水産課：奥課長補佐、落水田G長 馬渡 徳丸 計15名	

（進行：林務水産課）

1 開 会

2 検討委員代表あいさつ（満留農林水産部長）

あいさつ

3 協 議

（1）検証結果報告について

事務局より説明	市全体と各総合支所の事案件数、返還対象件数、従事者からの返還金額を説明
委員	写真の提出間違いを認めたが返還に応じない方の対応は今後どうするのか。
事務局	本人はお金を受け取っていないと主張されるので、その時の領収書を取り寄せ交渉しようと考えている。

（2）経過報告及び対応方針(案)について

事務局より説明	報告書（案）「市の対応」の説明 特に処分については根拠を示さなければならないことを説明
委員	処分はいつからを考えているか。
事務局	県と協議し問題がなければ市として決定し、その時点からと考える。
委員	故意・過失で分けするのか。
事務局	関係なく処分することとしたい。

委員	処分の対象者は間違いを認めた方と認めていいのか。
事務局	そのとおりである。
委員	処分案は捕獲隊とも協議したのか。
事務局	協議していない。
委員	2件以下で過失によるものはあったのか。
事務局	件数が1件2件という方はほぼ過失によるものと考えている。
委員	本人が間違いを素直に認めた人と、そうでなかった人の区別は付けないのか。
事務局	区別するのは困難であることから区別はしないと考えている。
委員	処分の内容は一律も難しい、細分化しすぎても説明をつけることができない。
委員	件数に比例して故意の割合が多いものか。
事務局	過失、故意は判断しにくく分けられず、判断・断言をすることが困難である。
議長	処分についてどのようにすればよいか結果がでない。今後捕獲隊から意見を聞いたり、国・県と協議を進めてもらうこととするかどうか。
委員	市議会にも事前にこのような処分案であることを説明が必要ではないか。
事務局	本報告書については、今後国・県と協議していくことになり、内容が変わっていくこともあり得ることを了承いただきたい。
委員	一任する。

議長	<p>処分以外については案のとおりでよろしいか。</p> <p>特に意見ない。</p>
委員	

(3) 再発防止策について

事務局から説明	霧島市有害鳥獣捕獲報償費等交付事務取扱要領(案)の説明
委員から意見	<p>付番方法</p> <p>個体への獣種名、ナンバーの記入</p> <p>個体の撮影前の清掃、撮影時の姿勢</p> <p>成獣・幼獣の判断基準</p> <p>検査職員の基礎知識の教育 など</p>
事務局	委員からの意見を検討整理することとしたい。
議長	本報告については、まだ最終的なものではないので、市議会全員協議会にも中間報告として報告することになる。